

## 長野県防災会議原子力災害対策部会作業部会設置要綱

### （設置）

第1条 長野県における地域特性を踏まえた原子力災害対策の検討を行うため、長野県防災会議原子力災害対策部会（以下「対策部会」という。）に、作業部会を置く。

### （任務）

第2条 作業部会は、次に掲げる事項に関し、必要な助言及び検討を行う。

- (1) 県内の放射線被ばく防護措置に関する事項
- (2) 広域避難の受け入れ等に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、原子力災害対策を推進するために必要な事項

### （組織）

第3条 作業部会は、原子力災害対策に関連する分野の学識経験者及び対策部会の委員又は当該委員が所属する機関の職員のうちから、対策部会長が選任する者をもって構成する。

### （作業部会長）

第4条 作業部会に作業部会長を置き、委員が互選する。

2 作業部会長は、会務を総理する。

3 作業部会長に事故があるときは、あらかじめ作業部会長が指名した委員が、その職務を代理する。

### （会議）

第5条 会議は、作業部会長が招集し、作業部会長が議長となる。

2 作業部会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

### （庶務）

第6条 作業部会の庶務は、長野県危機管理部危機管理防災課において処理する。

### （補則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、作業部会の運営に関し必要な事項は、作業部会長が定める。

### 附 則

この要綱は、平成25年6月17日から施行する。